

(仮称)小平市第四次一般廃棄物処理基本計画策定の基本方針

1 計画策定の背景

現行の「小平市第三次一般廃棄物処理基本計画」は、循環型社会の形成を目指して、総合的かつ計画的な廃棄物処理事業を推進するための方向性などを定めるものとして、平成 26 年度から令和 4 年度までを計画期間として策定し、平成 29 年度に中間改訂を行った。

本市では平成 31 年 4 月より家庭ごみ有料化及び戸別収集を実施したことに伴い、令和元年度はごみ量が大幅に減少したが、その後の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、在宅時間が長くなるなどの新しい生活様式が広がり、令和 2 年度は前年度に比べ、ごみ量が増加に転じたこととなった。

また、令和元年 10 月、食品ロスの削減の推進に関する法律が施行され、都道府県・市町村においても、食品ロス削減推進計画の策定が努力義務となり、令和 3 年 3 月、東京都は「東京都食品ロス削減推進計画」を策定した。

現行計画が令和 4 年度末で終了することから、家庭ごみ有料化及び戸別収集実施の効果を検証し、また、これまでの取組の成果や課題を整理するとともに、コロナ禍におけるごみ量の増加や食品ロスの削減など新たな課題への対応を図り、総合的かつ計画的な廃棄物処理事業を推進するため、「(仮称)小平市第四次一般廃棄物処理基本計画」を策定するものである。

2 計画の位置づけと構成

(1) 位置づけ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項に基づく一般廃棄物処理基本計画となる。

計画の策定に当たっては、「小平市第四次長期総合計画」や「第三次環境基本計画」等の関連計画、また、国及び東京都の関連する方針や計画等との整合を図る。

(2) 構成

現行計画に引き続き、ごみ処理基本計画、生活排水処理基本計画、災害廃棄物処理計画について包含するとともに、新たに食品ロス削減推進計画を包含するものとする。

3 計画対象期間

本計画の対象期間は令和 5 年度から令和 14 年度までの 10 年間とし、令和 9 年度を中間目標年度として、計画の中間見直しを行う。

4 計画策定体制

(1) 小平市廃棄物減量等推進審議会

小平市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、意見等を伺いながら、計画の策定を進める。

(2) 市民からの意見・要望の収集

幅広く意見を収集するため、市民へのアンケート、地域懇談会を実施するとともに、素案段階で市民意見公募手続（パブリックコメント）を実施する。

(3) 庁内体制

計画策定の事務は環境部資源循環課が行い、必要に応じて関係各課との調整を図る。

5 計画策定上の留意事項

(1) 市議会への報告

策定作業の進捗状況については、必要に応じて適宜、市議会に対して報告を行う。

(2) 情報の公開

審議会は公開とし、会議の要旨及び資料等については、終了後速やかに市ホームページ等により、公表する。

6 計画策定のスケジュール（予定）

		審議会・市民参加	事務局
年度	令和3		
	2月		
	3月	審議会（基本方針）	
令和4年度	4月		
	5月	審議会 市民アンケートの実施	
	6月	審議会	骨子案作成
	7月		
	8月	審議会（市民アンケート結果）	
	9月		
	10月	審議会（素案）	素案作成
	11月	地域懇談会及びパブリックコメントの実施 （11月～12月）	
	12月		
	1月		計画案作成
	2月	審議会（計画案）	
	3月		印刷・製本

※スケジュールについては、計画策定の進捗状況により、変更の可能性あり。